

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	健康管理に関する事務			
②事務の概要	本市は、予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、市民の健康の保持及び増進に関する事務を行う。健康管理に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請機能での受領により取得する。 本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 予防接種に関する事務 2 母子健康手帳の交付に関する事務 3 母子保健に係る保健指導、訪問指導、健康診査に関する事務 4 健康増進法に基づく健康推進事業として実施される各種健診及び保健指導に関する事務			
③システムの名称	1 健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 サービス検索・電子申請機能			
2. 特定個人情報ファイル名				
健康管理情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の10、49、76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 56の2、102の2の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 16－2、17、18、19、102の2の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部健康推進課			
②所属長の役職名	健康推進課長			
6. 他の評価実施機関				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-5116 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-5116
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業について、人為的ミスが発生するリスクへの対策として、以下のとおり対策を講じているため、リスクへの対策は十分と判断する ・ 本人からマイナンバーの提示を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、特定個人情報を含む書類は、施錠可能な執務室のキャビネットでの保管を徹底。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・ 定期的に、保管プロセス全体について、漏洩等のリスクを軽減させるための仕組みの確認。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定されており、ログイン権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条7号 別表第2 17、18、19の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条7号 別表第2 16-2、17、18、19の項	事後	
平成28年9月30日	II しいい値判断 1. 対象人数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成28年9月30日	II しいい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 豊田 幸子	健康推進課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	II しいい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	II しいい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
令和3年1月31日	II しいい値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	II しいい値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 56の2、102の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号 別表第2 16-2、17、18、19の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 56の2、102の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 16-2、17、18、19、102の2の項	事後	
令和4年1月31日	II しいい値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	II しいい値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年2月14日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-0072 八代市高下西町1726番地5 ℡0965-32-7200 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部 文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-4100	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-5116 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部 文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-4100	事後	
令和4年2月14日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-0072 八代市高下西町1726番地5 ℡0965-32-7200	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 ℡0965-33-5116	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本市は、予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、市民の健康の保持及び増進に関する事務を行う。	本市は、予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、市民の健康の保持及び増進に関する事務を行う。健康管理に関する事務において必要となる書類については、窓口や郵送及びサービス検索・電子申請機能での受領により取得する。	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー	1 健康管理システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー 5 サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年1月31日	II しいい値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	II しいい値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	II しいい値判断 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	II しいい値判断 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の10、49、76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条	・番号法第9条第1項 別表の10、49、76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 56の2、102の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 16-2、17、18、19、102の2の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 56の2、102の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 16-2、17、18、19、102の2の項	事後	
令和7年1月31日	II しいい値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	IV 8. 人手を介在させる作業		新規	事後	新様式への変更
令和7年1月31日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規	事後	新様式への変更